

議案第 38 号

倉敷市学校施設使用条例施行規則の改正について

倉敷市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 19 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

倉敷市学校施設使用条例施行規則（平成 20 年倉敷市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「（土曜日にあつては、午後 1 時から午後 9 時まで）」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

学校施設の週休日における使用可能時間を拡大することにより、使用を希望する市民の増加に対応するため。

倉敷市立学校施設使用条例施行規則（平成20年3月26日教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
（使用時間） 第5条 学校施設は、学校教育に支障のない時間に限り、使用できるものとする。ただし、次の場合は、当該各号に定める時間に限り使用できるものとする。 （1） 略 （2） 学校施設開放事業又は学校体育施設開放事業において小学校又は中学校を使用する場合 学校休業日以外の日にあつては午後6時から午後9時まで、学校休業日にあつては午前9時から午後9時まで_____ _____ （3） 略	（使用時間） 第5条 学校施設は、学校教育に支障のない時間に限り、使用できるものとする。ただし、次の場合は、当該各号に定める時間に限り使用できるものとする。 （1） 略 （2） 学校施設開放事業又は学校体育施設開放事業において小学校又は中学校を使用する場合 学校休業日以外の日にあつては午後6時から午後9時まで、学校休業日にあつては午前9時から午後9時まで<u>（土曜日にあつては、午後1時から午後9時まで）</u> （3） 略